

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月16日
【報告者の名称】	株式会社メガネトップ
【報告者の所在地】	静岡県葵区伝馬町8番地の6
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	054-275-5000(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼企画本部長 蓬生満
【縦覧に供する場所】	株式会社メガネトップ (静岡県葵区伝馬町8番地の6) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社富澤

所在地 静岡市葵区伝馬町8番地の6

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成25年4月15日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウト（以下「MBO」といいます。）の一環として行われる株式会社富澤（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、後記「(5)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏の資産管理会社として平成21年10月に設立され、当社の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としている株式会社であり、富澤昌宏氏が発行済株式の全てを所有し、代表取締役を務めているとのことです。公開買付者は、平成21年12月9日に当社の普通株式を市場外取引により取得しており、本書提出日現在、当社の普通株式427,500株（当社が平成25年2月12日に提出した第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（45,492,477株）から、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の自己株式数（305,906株）を除いた数（45,186,571株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）0.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。））を所有しているとのことです。

今般、公開買付者は、応募対象外株式（以下に定義されます。）及び当社が所有する自己株式を除く、当社の普通株式の全てを取得することにより、当社を非公開化させ、当社の株主を公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することとしたとのことです。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウトの手法により行われるものであり、公開買付者は当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社の普通株式を取得するために、法令に基づき本公開買付けを行うとのことです。また当社の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏より同氏が所有する当社の普通株式6,764,404株のうち2,440,775株（所有割合5.40%）（以下「富澤昌宏氏応募対象株式」といいます。）、当社の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である富澤万里氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（744,120株、所有割合1.65%）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（81,900株、所有割合0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（159,588株、所有割合0.35%）について本公開買付けに応募する旨の表明を受けているとのことです（以下富澤昌宏氏、富澤万里氏、松野美穂氏及び富澤美奈氏より本公開買付けに応募する旨の表明を受けている株式3,426,383株（所有割合7.58%）を「応募対象株式」といいます）。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する当社の普通株式の全て（7,248,705株、所有割合16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する当社の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く4,323,629株（所有割合9.57%）、について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けているとのことです（以下富澤昌三氏及び富澤昌宏氏より本公開買付けに応募しない旨の表明を受けている株式11,572,334株（所有割合25.61%）を「応募対象外株式」といい、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏をあわせて「非応募残存株主」といいます。）なお、富澤昌三氏及び富澤万里氏は、本公開買付けの成立を条件として、平成25年6月上旬を目処に、公開買付者に対しそれぞれ約34億円及び約10億円の出資を予定しております。（なお、富澤万里氏は本公開買付けの応募に伴い受領する売却代金について、公租公課及びその他諸費用を控除した全額を公開買付者に出資する予定とのことです。）

本公開買付けにおいては、当社の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けていないとのことです。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行うが、当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、当社の第34期第3四半期報告書（平成25年2月12日提出）に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（45,492,477株）から、平成24年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（305,906株）、応募対象株式数（3,426,383株）、応募対象外株式数（11,572,334株）、公開買付者が本書提出日現在所有する当社の普通株式数（427,500株）を控除した株式数（29,760,354株）の過半数（14,880,178株、所有割合32.93%。）を基礎として、これに 応募対象株式数（3,426,383株）を加えた数となります。このように、公開買付者は、当社、公開買付者、公開買付者の利害関係者以外の株主（以下「少数株主」といいます。）の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、当社の少数株主の皆様の意思を尊重しているとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社静岡銀行から総額48,035,576,732円を上限とした借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しているとのことです。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされているとのことです。本買収ローンに係る融資契約では、一定の貸出実行条件、財務制限条項等の、この種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定であるとのことです。特に、本買収ローンにおいては、富澤昌宏氏の所有する公開買付者の株式並びに公開買付者が所有する当社の株式及び本公開買付けにより取得する当社の普通株式、その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されているほか、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏のみとする手続（以下「本全部取得手続」といいます。）により当社の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後は、当社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社の資産を当該融資の担保に提供させる予定であるとのことです。

公開買付者は、本全部取得手続により当社の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後、当社と株式交換を実施することを予定しているとのことです（これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については後記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。）。なお、株式交換後における公開買付者に対する最終的な持株比率は、現時点における想定によれば富澤昌三氏が約6割、富澤昌宏氏が約3割及び富澤万里氏が約1割となる見込みとのことです。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏が1980年5月に創業いたしました。創業当時から社名（「株式会社メガネトップ」）にも象徴される「業界トップになる」ことを目標とし、「新たな付加価値を追求し、地域社会に貢献する革新的な企業でありたい」という経営理念の下、ナンバーワンを目指し、これまで数々の業界の常識を覆しながら成長してまいりました。

また、当社は「より良いものを・より安く・より早く・よりわかりやすく」をテーマに、人材教育、商品開発、広告戦略、店舗開発に重点的に取り組み、顧客の利便性・満足度の向上に努め、企業力強化を図ってまいりました。現在は、超薄型でも遠近両用でも追加料金0円のメガネショップ「眼鏡市場」、「着替えるメガネ」をコンセプトにした「アルク」と、お客様に合わせた品揃え・店舗設計・サービスを全国に展開しております。また、商品面につきましては、機能性の高いPBフレームの開発に注力し、超軽量・超弾性ポリアミド樹脂フレーム「フリーフィット」を投入するとともに、パソコン用レンズ・熱に強いレンズ・曇りにくいレンズなど特殊加工の高機能レンズの提供を行うなど、お客様の幅広いニーズに対応してまいりました。

この結果、当社のお客様、取引先、従業員、株主・投資家を始めとする各ステークホルダーの皆様の深いご理解とご支援により、平成24年3月期には、売上高634億円、営業利益88億円と過去最高益を達成し、眼鏡業界において、売上高で業界トップ企業（市場シェア17%程度）となることが出来ました。なお、平成25年2月8日付公表の当社の平成25年3月期第3四半期決算短信によれば、当社の平成25年3月期の業績はこれを上回ることが予想されております。

しかしながら、近年、当社が属する眼鏡業界におきましては、企業間の価格競争による単価低下により、市場規模が縮小傾向にある一方で、消費者マインドの変化に伴い、デザイン性や機能性の高い商品を志向する動きが一段と強まってきており、それに対応した商品開発、店舗展開及び価格戦略の見直しが求められています。加えて、このような環境の変化を捉え、低価格帯の商品を中心に急速にシェアを増加させている競合他社の台頭が見られる状況にあり、更なる競争環境の激化が想定されるなど、将来的に当社を取り巻く経営環境は厳しくなっていくことが見込まれております。特に、消費者マインドの変化に如何に迅速に対応することが出来るかといった観点では、既存の「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われるのではなく、消費者マインドの変化を捉えるために、これまでにない店舗形態や店舗運営のあり方について、試行錯誤を重ねながら模索していくことが重要であると考えております。また、空白エリアを中心とした新規出店について、競合他社もそのペースを加速化させていくことが予想されていることから、当社が目標としている「市場シェア30%の獲得」及び「1,000から1,100店舗体制の実現」をするためには、他社に先駆けて魅力的な新規出店エリアを確保するとともに、同エリアにおけるお客様からの信頼を早期に確立していくことが必要であると考えております。

こうした経営環境のもと、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、現在の当社の競争優位性を引き続き維持し、安定的かつ持続的に当社の企業価値を向上させていくためには、業界トップとなったこのタイミングにおいて、中長期的視点に立った抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えているとのことです。具体的には、これまで蓄積したノウハウを活用しながらも、「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店を行っていくとともに、平成25年3月末時点で存在する合計666店の直営店舗数を、これまで「目指したい姿」として示してきた1,000から1,100店舗体制とすることを現実的な目標として設定し、これを平成30年3月期までに達成すべく新規出店のペースをこれまで以上に加速させていくことで、眼鏡業界において競合他社に追従する余地を与えない程の圧倒的な地位とブランドを早期に確立させることが必要であると考えているとのことです。また、新しい形での店舗出店や新規出店のペースを加速化させる半面、会社経営の効率性向上のため、既存店舗における不採算店の閉鎖についても積極的に検討することで、企業としての新陳代謝を活性化させていく予定とのことです。なお、当社は新規出店にあたり事前調査（採算性の検証を含みます。）及び人材確保を行っておりますが、上記目標の早期実現化には、これまでと同程度の事前調査や人材確保の方法では対応出来ないと考えられることから、本社機能を含めた社内管理体制の見直しを行うなど、意思決定の迅速化やそれを支える機動的かつ効果的な組織体制の再構築を含めた構造改革が必要不可欠であると考えているに至ったとのことです。

もっとも、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、当社が上場を維持したまま、かかる試行的施策及び構造改革を積極的かつ急速に展開した場合には、短期的であるにせよ、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、当社の少数株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えているとのことです。特に、新しい形の店舗については、お客様からの評価を含め新しい試みであることもあり、当初の利益見込みを大きく下回る可能性もあります。加えて、新規出店についても、競合他社の出店エリアとの重複もある中で、今まで以上に出店ペースを早めることになるため、場合によっては不採算店となる店舗数が増加する懸念があると考えているとのことです。

また、当社は、平成9年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年に東京証券取引所市場第二部に上場、平成14年には東京証券取引所市場第一部へ指定され、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、消費者や取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、当社には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

このような中、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、当社が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、当社の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく当社が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、当社の経営陣及び従業員が一丸となって当社の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えに至ったとのことです。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、平成25年1月頃より本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成25年2月にMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定した上で、当社に対して同年2月19日に「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を提出いたしました。その後、公開買付者は、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏とともに、当社との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成25年4月15日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定したとのことです。なお、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引後も特段の事情がない限り継続して当社の経営にあたることを予定しており、当社の経営体制を大幅に変更する予定は有していないとのことです。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏による「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を受けて、当社の取締役会は、後記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から受けた法的助言、並びにフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)から取得した株式価値算定書(以下「本算定書」といいます。)の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために当社の取締役会の諮問機関として平成25年3月1日に設置された第三者委員会から提出された意見書(以下「本意見書」といいます。)の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。当社としては、(a)国内眼鏡市場は既に成熟化している一方、他社との競合は今後より厳しくなるものと予想されること、(b)斯かる環境において競争上の優位性を確保し、中長期的な成長を実現するためには、新規出店の大幅な拡大、新規業態の開発や海外展開など、従来の枠組みを超えた抜本的かつ機動的な経営施策の実行が不可欠であること、等の認識に立ち、これを当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。また、当社は、公開買付者から提出を受けた平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において公開買付者から提案されていた本公開買付けに係る買付価格が、過去の類似取引事例におけるプレミアム水準を下回る1株当たり1,350円であったことから、公開買付者との間で数次にわたって価格引き上げの交渉を行いました。その結果、当初の提案価格に50円を上乗せした1株当たり1,400円まで引き上げることに成功したものの、近時の株価上昇の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアム、過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円(小数点以下四捨五入)に対して10.8%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムに留まることとなりました。しかし、当社といたしましては本公開買付価格である1,400円が、後記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、KPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り当社と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、当社の取締役会は、公開買付者との交渉を経て決定された本公開買付けにおける普通株式1株に対する買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、及び本公開買付けに係るその他の諸条件が妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断(判断過程の詳細については、後記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。)いたしました。そこで、平成25年4月15日開催の取締役会において、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役が全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していません。また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、当社の普通株式は上場廃止となります。なお、当社の普通株式の上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て（但し、応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が当社の発行済株式の全て（但し、当社の自己株式を除きます。）を取得することを目的として、以下の一連の取引を実施することを予定しているとのことであり、具体的には以下の通り説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、当社に、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び 当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（但し、当社の自己株式を除きます。）の取得と引き換えに当社の別個の種類株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記乃至 の議案を上程すること、並びに上記 の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日と同日に開催し、上記 の議案を上程することを要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者及び非応募残存株主は、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社の自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（但し、当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、当社に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うよう要請する予定とのことです。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が当社の発行済株式の全て（但し、当社の自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の当社の株主の皆様のうちで本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対して交付する当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された当社の普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記のほか、上記の当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主の皆様はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

また、上記乃至の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の当社の株主の皆様が当社の株式の所有状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が当社の発行済株式の全て（但し、当社の自己株式を除きます。）を所有することを予定しており、この場合において公開買付者以外の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、公開買付者は当社と協議のうえ、決定次第当社が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、当社に、平成25年8月を目途に本株主総会及び本種類株主総会の開催を要請する予定とのことです。本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者は当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、上記の各手続実行後に当社と株式交換を実施し、公開買付者のみが当社の株主となることを予定しているとのことです。その具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反回避の観点から、主として以下のような本取引の公正性を担保する措置を講じております（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです）。上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	1,067円から1,314円
類似会社比較分析	917円から1,123円
DCF分析	1,269円から1,524円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として、東京証券取引所における当社の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと分析したとのことです。

次に、類似会社比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を917円から1,123円までと分析したとのことです。

DCF分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と当社との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,269円から1,524円までと分析したとのことです。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、当社の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行ったとのことです。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値評価の分析結果を参考にし、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、1,350円が本公開買付けに係る公正な対価と判断し、平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において、当社に対して、本公開買付価格を1,350円とする提案を行いました。もっとも、1,350円という価格は、直近の株価水準に対するプレミアム率が過去の類似取引事例のプレミアム率と比較して小さいことから、公開買付者と当社との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。公開買付者は、当該交渉結果及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から最終的に取得した株式価値算定書記載の分析結果も踏まえ、最終的に平成25年4月12日に、本公開買付価格を当初の提案価格に50円を上乗せした1,400円と決定したとのことです。

本公開買付価格である1,400円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値の1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成25年4月8日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,307円（小数点以下四捨五入）に対して7.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1,400円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月15日の東京証券取引所（前場）における当社の普通株式の普通取引終値の1,290円に対して、8.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります（本公開買付の公表を平成25年4月15日の前場終了から後場開始迄の間に行っているため、前場終値に対するプレミアムを記載）。

なお、公開買付者は平成21年12月9日に市場外取引により当社の普通株式427,500株（所有割合0.95%）を当社の代表取締役会長である富澤昌三氏より普通株式1株当たり675円（なお、この価格は平成23年10月1日に効力が発生した当社の普通株式1株当たり1.5株の割合による株式分割実施後における修正株価です。）で取得しておりますが、この際の取得価格は、約定日（平成21年12月4日）当日における東京証券取引所市場第一部の普通取引終値です。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてKPMGFASに当社の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月15日付で本算定書を取得しております。なお、当社は、KPMGFASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

KPMGFASは、当社の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、当社の株式価値を算定しております。

KPMGFASは、複数の株式価値算定手法の中から当社の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、株式市価法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、当社の普通株式の株式価値を算定しております。KPMGFASが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した当社の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法 : 1,067円から1,314円
DCF法 : 1,307円から1,649円

株式市価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しております。株式市価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成25年4月12日として、当社の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと算定しております。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、当社の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF法を採用しました。DCF法では、当社の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,307円から1,649円までと算定しております。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店及び新規出店ペースの加速等による収益の変化については、その施策が成就すれば中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、リスクもはらんでいることから現時点ではその影響額を具体的に見積もることは困難であるため、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画等においては加味されておりません。DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

なお、KPMGFASは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

第三者委員会の設置

当社の取締役会は、平成25年3月1日、本公開買付けを含む本取引には構造的な利益相反の問題が生じうるため、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、当社の株主の利益を保護することを目的として、当社の取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する決議を行い、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかの検討を含む。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付け価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性並びに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含む。）、(c)本取引の手続の透明性・公正性（当社株主利益への配慮を含む。）及び(d)本取引が少数株主の皆様にとって不利益なものでないかについて諮問しております。当社の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏（委員長、弁護士）、本取引に関し独立性を有する当社の社外監査役である佐々木司氏（税理士）及び忠内幹昌氏（弁護士）の3名を選定しております。

第三者委員会は、平成25年3月1日より同年4月15日まで合計6回開催され、上記の諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、第三者委員会は当社取締役に対して本取引により当社の企業価値が向上するか、本取引の手続の適正性が保たれているか等につきヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、KPMGFASが作成した本算定書の基礎となる事業計画について当社の取締役から説明を受け、KPMGFASから、本算定書に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付け価格の妥当性について検討しました。更に、当該株価算定結果等を踏まえた当社と公開買付者との交渉状況、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を当社取締役、KPMGFAS及び野村総合法律事務所から受け、意思決定に至る手続の公正性を検討しております。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)眼鏡業界の市場・競争環境の現状を踏まえ、かかる事業環境に対応するため当社が迅速かつ大胆な施策を実施する必要があることや一層の経営管理の効率化が求められている中で本取引の目的が検討され、当社の企業価値の向上の点からも合理的であると認められることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買取が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付期間が比較的長期間に設定され買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付価格がKPMGFASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値1,314円及び過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年1月13日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円をそれぞれ上回っていること、過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り当社と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に当社との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書も取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、従って(d)本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

以上の経緯で、第三者委員会は平成25年4月15日に、当社の取締役会に対し、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は透明・公正であること及び本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本意見書を提出いたしました。

独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した野村総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、野村総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を、一般株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、また本公開買付価格が、近時の株価推移の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアム、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムに留まってはいるものの、当社といたしましては本公開買付価格である1,400円が「（5）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、KPMGFASによるDCF法の価値評価レンジの中央値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の過去3ヶ月間（平成25年1月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去6ヶ月間（平成24年10月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り当社と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そこで、平成25年4月15日開催の当社の取締役会において、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っております。

なお、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、当社の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び当社の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、当社の第34期第3四半期報告書（平成25年2月12日提出）に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（45,492,477株）から、平成24年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（305,906株）、応募対象株式数（3,426,383株）、応募対象外株式数（11,572,334株）及び公開買付者が本書提出日現在所有する当社の普通株式数（427,500株）を控除した株式数（29,760,354株）の過半数（14,880,178株、所有割合32.93%。）を基礎として、これに応募対象株式数（3,426,383株）を加えた数となります。このように、公開買付者は、当社、公開買付者、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、当社の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
富澤昌三	代表取締役	会長	7,248,705	72,487
富澤昌宏	代表取締役	社長	6,764,404	67,644
高柳正雄	取締役	専務	31,003	310
松田成明	取締役	店舗開発本部長	50,350	503
野方学	取締役	営業本部長兼アルク事業本部長	6,611	66
蓬生満	取締役	管理本部長兼企画本部長	1,000	10
吉田和弘	取締役	商品本部長	12,520	125
鈴木光男	常勤監査役		10,030	100
鈴木武男	監査役		0	0
佐々木司	監査役		18,253	182
忠内幹昌	監査役		18,253	182

注1）役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

2）監査役鈴木武男、佐々木司及び忠内幹昌は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」です。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。